

●香川県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定に基づき香川県交通安全活動推進センターとして指定した法人の代表者の氏名の変更について、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり届出があった。

令和3年6月29日

香川県公安委員会委員長 溝 淵 香 代 子

名 称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
一般財団法人香川県交通安全協会	新谷 五十雄	星合 洋一	令和3年5月28日